

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008函第21号	
事故等名	漁船第二十一善良丸安全阻害	
発生年月日時刻	平成20年8月4日 08時30分ごろ	
発生場所	北海道宗谷岬南東方沖合約27海里(北緯45° 17'、東経142° 29')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月23日 函館・地方事故調査官が海難報告書を精査 平成20年10月23日 漁船保険関係書類入手 平成20年10月28日 船舶所有者に対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	漁船第二十一善良丸 160トン 128598 カネタメ水産株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長 四級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	主機過給機損傷	
事故等の経過	平成20年8月4日01時30分ごろ北海道稚内港を発し、06時00分漁場に至って操業中、08時30分ごろ突然機関室にて大音を発したので点検したところ、過給機の損傷を認めた。本船は、修理困難なため低速にて自力航行し、15時00分帰港した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 経年劣化、運転状況等から過給機のインペラに微小亀裂が進展、欠損片により損傷した
原因	本件安全阻害は、経年劣化、運転状況等から過給機のインペラに微小亀裂が生じ、損傷したものと考えられる。	